

# 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号、以下「法」という。)第23条に規定する大気汚染に係る緊急時(以下「緊急時」という。)の措置等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (緊急時の対象となる物質)

第2条 緊急時の対象となる物質は、次のとおりとする。

- (1) オキシダント
- (2) 硫黄酸化物
- (3) 浮遊粒子状物質
- (4) 一酸化炭素
- (5) 二酸化窒素

## (測定方法及び場所)

第3条 オキシダントの大気中における濃度は、大気汚染防止法施行規則第18条に規定する日本産業規格B七九五七に定める濃度の中性燐酸塩緩衝沃化カリウム溶液を用いた吸光光度法若しくは電量法によるオキシダント測定器であつて日本産業規格B七九五七に定める方法により校正を行ったもの又は紫外線吸収法若しくはエチレンを用いた化学発光法によるオゾン測定器を用いて測定するものとし、その測定場所(以下「オキシダント基準測定点」という。)は、次のとおりとする。

名 称	測 定 場 所
前橋南(市)	前橋市六供町 500-28、他
前橋東(市)	前橋市上泉町 178
高 崎 1	高崎市勤労青少年ホーム駐車場
桐 生	桐生市立東小学校
伊勢崎	伊勢崎市立南小学校
太 田	太田市立中央小学校
沼 田	沼田市立沼田小学校
館 林	館林市民センター
渋 川 1	渋川低区配水場
富 岡	富岡市立富岡小学校
安 中 6	安中市立安中小学校
吾 妻	東吾妻町立東吾妻中学校
嬭 恋	嬭恋村運動公園
みなかみ	みなかみ町カルチャーセンター
玉 村	県央水質浄化センター
移動観測車	(必要に応じて設置)

2 硫黄酸化物の大気中における濃度は、大気汚染防止法施行規則第18条に規定する溶液導電率法又は紫外線蛍光法による硫黄酸化物測定器を用いて測定するものとし、その測定場所(以下「硫黄酸化物基準測定点」という。)は、次のとおりとする。

名 称	測 定 場 所
前橋南(市)	前橋市六供町 500-28、他
前橋東(市)	前橋市上泉町 178
桐 生	桐生市立東小学校
太 田	太田市立中央小学校
沼 田	沼田市立沼田小学校
館 林	館林市民センター
渋 川 1	渋川低区配水場
安 中 6	安中市立安中小学校
吾 妻	東吾妻町立東吾妻中学校
嬭 恋	嬭恋村運動公園
移動観測車	(必要に応じて設置)

3 浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、大気汚染防止法施行規則第18条に規定する光散乱法、圧電天秤法又はベータ線吸収法による浮遊粒子状物質測定器を用いて測定するものとし、その測定場所(以下「浮遊粒子状物質基準測定点」という。)は、次のとおりとする。

名 称	測 定 場 所
前橋南（市）	前橋市六供町 500-28、他
前橋東（市）	前橋市上泉町 178
桐 生	桐生市立東小学校
伊勢崎	伊勢崎市立南小学校
太 田	太田市立中央小学校
沼 田	沼田市立沼田小学校
館 林	館林市民センター
渋 川 1	渋川低区配水場
富 岡	富岡市立富岡小学校
安 中 6	安中市立安中小学校
吾 妻	東吾妻町立東吾妻中学校
玉 村	県央水質浄化センター
桐 生（自）	桐生市広沢町 6-4-11-2
伊勢崎（自）	伊勢崎市立茂呂小学校
太 田（自）	太田市飯塚町 1684
館 林（自）	館林市小桑原町 949
渋 川（自）	渋川すこやかプラザ
安 中（自）	安中市宿 783-1
移動観測車	（必要に応じて設置）

4 一酸化炭素の大気中における濃度は、大気汚染防止法施行規則第 18 条に規定する非分散赤外分析計法による一酸化炭素測定器を用いて測定するものとし、その測定場所（以下「一酸化炭素基準測定点」という。）は、次のとおりとする。

名 称	測 定 場 所
桐 生（自）	桐生市広沢町 6-4-11-2
伊勢崎（自）	伊勢崎市立茂呂小学校
太 田（自）	太田市飯塚町 1684
館 林（自）	館林市小桑原町 949
渋 川（自）	渋川すこやかプラザ
安 中（自）	安中市宿 783-1

5 二酸化窒素の大気中における濃度は、大気汚染防止法施行規則第 18 条に規定するザルツマン試薬を用いた吸光光度法又はオゾンを用いた化学発光法による二酸化窒素測定器を用いて測定するものとし、その測定場所（以下「二酸化窒素基準測定点」という。）は、次のとおりとする。

名 称	測 定 場 所
前橋南（市）	前橋市六供町 500-28、他
前橋東（市）	前橋市上泉町 178
桐 生	桐生市立東小学校
伊勢崎	伊勢崎市立南小学校
太 田	太田市立中央小学校
沼 田	沼田市立沼田小学校
館 林	館林市民センター
渋 川 1	渋川低区配水場
富 岡	富岡市立富岡小学校
安 中 6	安中市立安中小学校
吾 妻	東吾妻町立東吾妻中学校
玉 村	県央水質浄化センター
桐 生（自）	桐生市広沢町 6-4-11-2
伊勢崎（自）	伊勢崎市立茂呂小学校
太 田（自）	太田市飯塚町 1684
館 林（自）	館林市小桑原町 949
渋 川（自）	渋川すこやかプラザ
安 中（自）	安中市宿 783-1
移動観測車	（必要に応じて設置）

**（対象地域）**

第 4 条 この要綱の緊急時対象地域は次に掲げるとおりとする。

地域	地 域 の 範 囲
前橋渋川	前橋市、渋川市、榛東村及び吉岡町の全域
県西部	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、下仁田町及び甘楽町の全域
桐生みどり	桐生市及びみどり市の全域
県東南部	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の全域
利根沼田	沼田市、片品村、川場村、昭和村及びみみなかみ町の全域
吾妻	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村及び東吾妻町の全域

#### (緊急時発令区分)

第5条 緊急時の発令は、次により行う。

- 1 光化学オキシダントの発令区分
  - (1) 光化学オキシダント注意報
  - (2) 光化学オキシダント警報
  - (3) 光化学オキシダント重大緊急報
- 2 硫黄酸化物の発令区分
  - (1) 硫黄酸化物注意報
  - (2) 硫黄酸化物警報
  - (3) 硫黄酸化物重大緊急報
- 3 浮遊粒子状物質の発令区分
  - (1) 浮遊粒子状物質注意報
  - (2) 浮遊粒子状物質重大緊急報
- 4 一酸化炭素の発令区分
  - (1) 一酸化炭素注意報
  - (2) 一酸化炭素重大緊急報
- 5 二酸化窒素の発令区分
  - (1) 二酸化窒素注意報
  - (2) 二酸化窒素重大緊急報

#### (情報の収集)

第6条 知事は、緊急時の措置等に関し、大気汚染物質の測定値、気象情報その他必要な情報を、それぞれの基準測定点、前橋地方气象台、関係都県及び環境省から収集する。

#### (緊急時の発令基準・解除基準)

第7条 第2条に定める測定物質の緊急時の発令基準・解除基準は、別記1に示すとおりとする。

#### (緊急時の発令及び解除行為)

第8条 第2条に定める測定物質の測定値が、前条に定める発令基準に達したときは、原則として第4条に定める地域ごとに発令を行う。また解除するときも同様とする。

ただし、移動観測車の測定値により発令及び解除する場合は、必要に応じ都度知事が地域の範囲を変更することができる。

#### (緊急時の措置等)

第9条 知事は、緊急時の発令をしたときは、別記2に示す連絡系統図によって、関係市町村、報道機関及び学校・幼稚園・保育所等の関係機関等（以下「関係機関等」という。）へ通報するとともに、別記3に定める措置をとる。

また、関係機関等は、別記3の1に規定する事項について周知若しくは、措置をとるものとする。

なお、災害等不測の事態においてはこの限りではない。

#### (被害発生状況の把握)

第10条 関係機関等は、別記4及び別記5に定める方法により被害発生状況を把握するものとする。

#### (緊急時の広報等)

第11条 知事は、緊急時の発令及び解除に関し、住民への周知を図るために、関係機関等の協力を求める。

(啓 発)

第12条 知事及び関係市町村長は、関係機関等の協力を求め、日頃から別記3の1に定める住民への周知事項等について、住民への知識の普及を図り、健康被害の防止に努めるものとする。

**(関係機関との連絡等)**

第13条 この要綱の実施にあたっては、国、関係都県及び県内市町村との連絡を密にし、運用の適正を図るものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、昭和60年5月17日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和49年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（昭和60年5月17日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成元年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成2年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成3年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成4年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成5年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成6年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成7年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成8年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成9年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成10年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成11年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成13年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成14年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成15年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成16年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成17年4月1日実施）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成18年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成19年11月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成18年10月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成19年11月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成20年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成21年6月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成21年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成21年6月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成22年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成23年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成24年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成25年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。ただし、第3条の改正は平成31年7月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成29年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（平成31年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和2年7月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（令和2年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（令和2年7月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（令和3年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和4年10月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（令和4年4月1日実施）は、廃止する。  
附 則
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱（令和4年10月1日実施）は、廃止する。

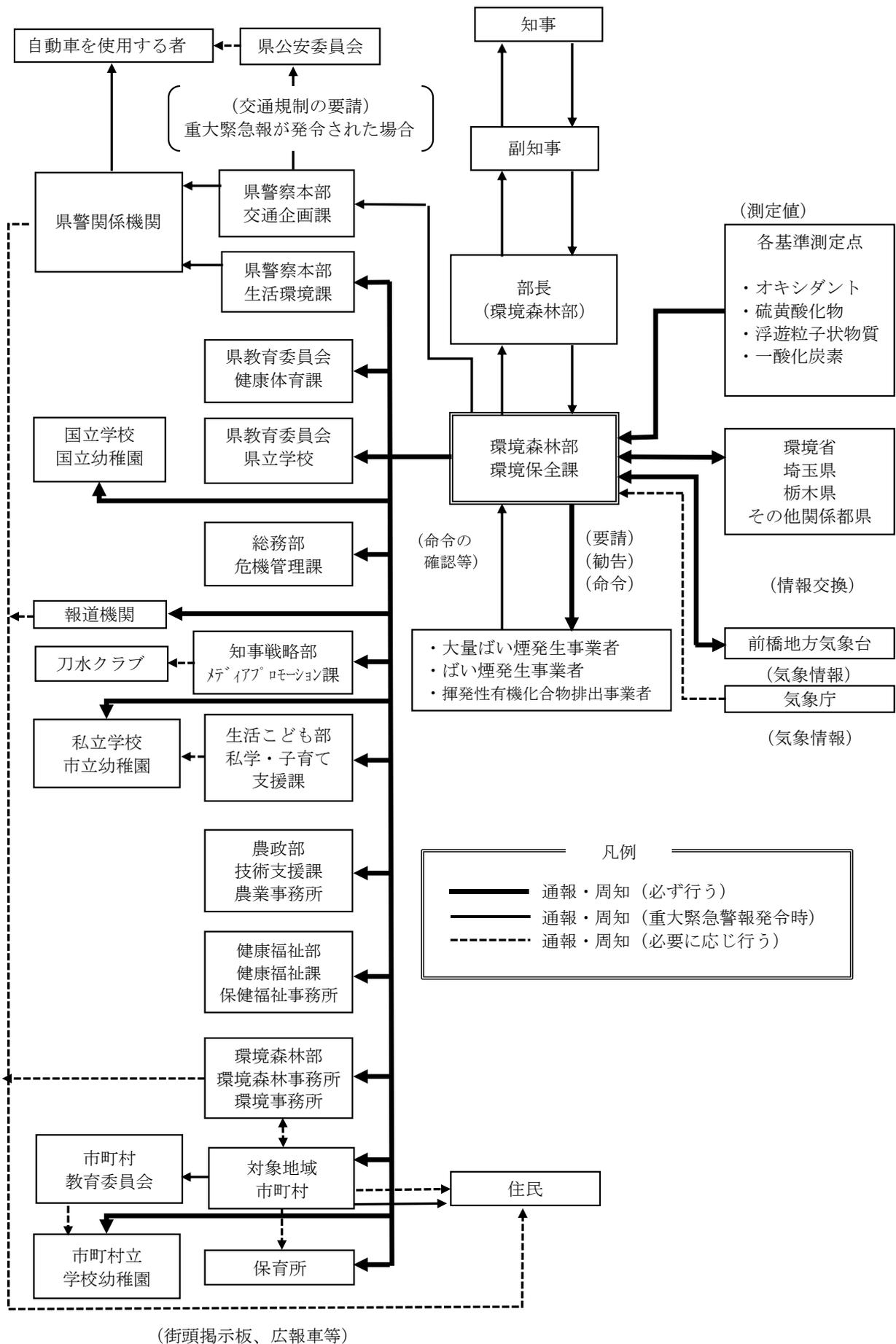
別記 1

発 令 及 び 解 除 の 基 準

対象物質	区分	発 令 基 準	解 除 基 準
オキシダント	注意報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.12 ppm 以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一つの発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が0.12 ppm 未満であって、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	警 報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.24 ppm 以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一つの発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が0.24 ppm 未満であって、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	重 大 緊急報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.4 ppm 以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき	一つの発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が0.4 ppm 未満であって、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
硫黄酸化物	注意報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が次の(ア)～(エ)までのいずれかに該当し、かつ、この状態が継続すると認められるとき。 (ア) 0.2 ppm 以上の状態が3時間継続したとき。 (イ) 0.3 ppm 以上の状態が2時間継続したとき。 (ウ) 0.5 ppm 以上の状態になったとき。 (エ) 48時間平均値が0.15 ppm 以上の状態になったとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	警 報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、かつ、この状態が継続すると認められるとき。 (ア) 硫黄酸化物注意報が発令中であって、一つの硫黄酸化物基準測定点において、0.5 ppm 以上の状態になったとき。 (イ) 一つの硫黄酸化物基準測定点において、0.7 ppm 以上の状態になったとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	重 大 緊急報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、かつ、この状態が継続すると認められるとき。 (ア) 0.5 ppm 以上の状態が3時間継続したとき。 (イ) 0.7 ppm 以上の状態が2時間継続したとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。

対象物質	区分	発令基準	解除基準
浮遊粒子状物質	注意報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が2.0 mg/m <sup>3</sup> 以上の状態が2時間継続し、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	重大緊急報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が3.0 mg/m <sup>3</sup> 以上の状態が3時間継続し、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
一酸化炭素	注意報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が30 ppm以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	重大緊急報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が50 ppm以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
二酸化窒素	注意報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が0.5 ppm以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。
	重大緊急報	一つの基準測定点において測定値の1時間値が1 ppm以上になり、かつ、この状態が継続すると認められるとき。	一の発令地域内のすべての基準測定点において、測定値が左記の基準を下回り、この状態が悪化する恐れがなくなったと認められるとき。

大気汚染緊急時連絡系統図（注意報以上）



## 緊急時の措置

## 1 住民への周知

次の事項について住民に周知する。

- (1) 目、のど等に刺激を感じたときは、洗眼、うがい等をするとともに、最寄りの環境森林事務所・環境事務所または市町村役場に連絡すること。
- (2) ぜんそく、呼吸器疾患、特異体質等を有する者は外出しないようにすること。
- (3) 学校、幼稚園、保育所等では、状況に応じ屋外活動を中止すること。
- (4) なるべく屋外に出ないようにすること。
- (5) 不要不急の車の運行を差し控えること。
- (6) 植物に異常を認めた者は、最寄りの農業事務所または市町村役場に連絡すること。
- (7) 屋外燃焼を中止すること。

## 2 工場・事業場に対する措置

## (1) 光化学オキシダント

## ア 注意報

- (ア) ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの1時間当たりの重油換算したバーナー等の燃料の燃焼能力の合計が、工場・事業場単位で1,000L以上となるばい煙発生施設を設置している工場・事業場（以下「大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）」という。）に対して、注意報発令中は通常の燃料使用量から20%程度の削減、若しくは同等の措置を行い、これに加えて発令時から24時間は不要不急の燃焼を自粛するよう協力を求める。ただし、医療機関、非常用施設及び一般廃棄物焼却炉を除く。
- (イ) ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの1時間当たりの重油換算したバーナー等の燃料の燃焼能力の合計が、工場・事業場単位で500L以上となるばい煙発生施設を設置している工場・事業場（以下「ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）」という。）に対して、発令時から24時間は燃料管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等によって燃料使用量を削減するよう協力を求める。ただし、大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）、医療機関、非常用施設及び一般廃棄物焼却炉を除く。
- (ウ) 揮発性有機化合物排出施設を設置している工場・事業場（以下「揮発性有機化合物排出事業者」という）に対して、発令時から24時間は不要不急の揮発性有機化合物の使用を自粛するよう協力を求める。

## イ 警報

- (ア) 大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）に対して、警報発令中は通常の燃料使用量から40%程度削減し、これに加えて発令時から24時間は不要不急の燃焼を自粛するよう勧告する。
- (イ) ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）に対して、警報発令中は通常の燃料使用量から20%程度削減し、これに加えて発令時から24時間は不要不急の燃焼を自粛するよう協力を求める。
- (ウ) 揮発性有機化合物排出事業者に対して、警報発令中は通常の揮発性有機化合物使用量から20%程度削減し、これに加えて発令時から24時間は不要不急の揮発性有機化合物の使用を自粛するよう協力を求める。

## ウ 重大緊急報

- (ア) 大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）に対して、重大緊急報発令中は通常の燃料使用量から40%程度削減し、これに加えて発令時から24時間は不要不急の燃焼を自粛するよう命令する。
- (イ) ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）に対して、重大緊急報発令中は通常の燃料使用量から20%程度削減し、これに加えて発令時から24時間は不要不急の燃焼を自粛するよう命令する。
- (ウ) 揮発性有機化合物排出事業者に対して、重大緊急報発令中は通常の揮発性有機化合物使用量から20%程度削減し、これに加えて発令時から24時間は不要不急の揮発性有機化合物の使用を自粛するよう命令する。
- (エ) 大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）、ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）及び揮発性有機化合物排出事業者は、命令を受けた場合、ただちにその措置を講ずるとともに、その旨を電話で県環境保全課に報告しなければならない。
- (オ) 公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条の2第1項の規定による措置をとるべきことを要請する。

## (2) 硫黄酸化物

ア 注意報

- (ア) ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの1時間当たりの硫黄酸化物に係るばい煙の排出量が工場・事業場単位で10 m<sup>3</sup> N以上となる、ばい煙発生施設を設置している工場・事業場（以下「大量ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）」という）に対して、注意報発令中は通常のばい煙の排出量から20%程度削減するよう勧告する。ただし、医療機関、非常用施設及び一般廃棄物焼却炉を除く。
- (イ) ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの1時間当たりの硫黄酸化物に係るばい煙の排出量が工場・事業場単位で7 m<sup>3</sup> N以上となるばい煙発生施設を設置している工場・事業場（以下「ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）」という。）に対して、注意報発令中は燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛等によってばい煙の排出量を削減するよう協力を求める。ただし、大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）、医療機関、非常用施設及び一般廃棄物焼却炉を除く。

イ 警報

- (ア) 大量ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）に対して、警報発令中は通常のばい煙の排出量から50%程度削減するよう勧告する。
- (イ) ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）に対して、警報発令中は通常のばい煙の排出量から20%程度削減するよう協力を求める。

ウ 重大緊急報

- (ア) 大量ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）に対して、重大緊急報発令中は硫黄酸化物排出許容量から80%程度削減するよう命令する。ただし、当該措置が警報時において削減すべきばい煙の排出量を下回る場合は、警報時と同程度の措置をとるものとする。
- (イ) ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）に対して、重大緊急報発令中は通常のばい煙の排出量から20%程度削減するよう命令する。
- (ウ) 大量ばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）及びばい煙発生事業者（硫黄酸化物に係るもの）は、命令を受けた場合、ただちにその措置を講ずるとともに、その旨を電話で県環境保全課に報告しなければならない。

(3) 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

ア 注意報

- (ア) ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの1時間当たりの排出ガス排出量が工場・事業場単位で10万 m<sup>3</sup> N以上となるばい煙発生施設を設置している工場・事業場（以下「大量ばい煙発生事業者（窒素酸化物・浮遊粒子状物質に係るもの）」という）に対して、注意報発令中は通常のばい煙の排出量から20%程度削減するよう勧告する。ただし、医療機関、非常用施設及び一般廃棄物焼却炉を除く。

イ 重大緊急報

- (ア) 大量ばい煙発生事業者（窒素酸化物・浮遊粒子状物質に係るもの）に対して、重大緊急報発令中は通常のばい煙の排出量から80%程度削減するよう命令する。
- (イ) 大量ばい煙発生事業者（窒素酸化物・浮遊粒子状物質に係るもの）は、命令を受けた場合、ただちにその措置を講ずるとともに、その旨を電話で県環境保全課に報告しなければならない。

## 別記 4

### 大気汚染による被害状況の把握方法について

被害状況の把握は、緊急時の有無にかかわらず別記 5 の系統により、次のとおり行うものとする。

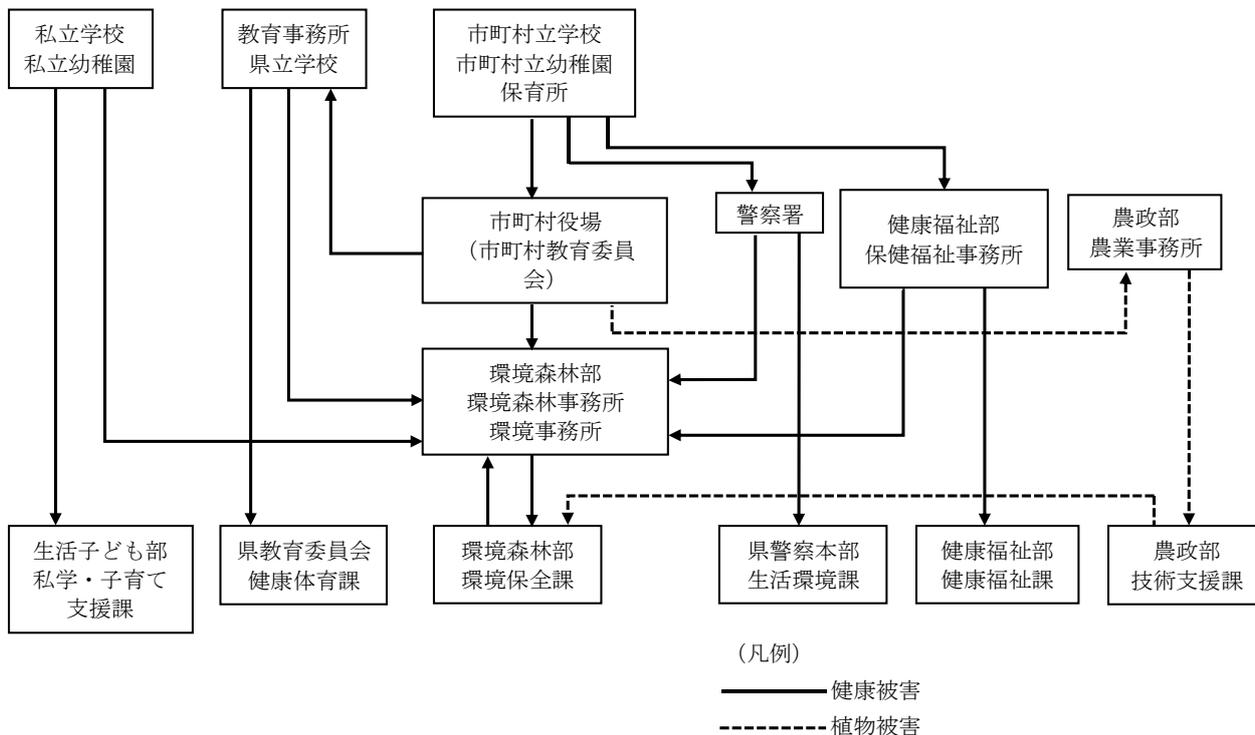
#### 1 健康被害

- (1) 県環境森林事務所・環境事務所は、把握した被害状況を別記 5 - 2 「健康被害発生状況調査票」（以下この項において「健康被害調査票」という。）にとりまとめ、県環境保全課に通知するものとする。
- (2) 市町村（中核市及び大気汚染防止法政令市を含む）役場は、把握した被害状況を健康被害調査票にとりまとめ、管轄する県環境森林事務所・環境事務所に通知するものとする。  
なお、市町村教育委員会で把握した学童の被害状況は、管轄する県教育事務所及び県環境森林事務所・環境事務所に通知するものとする。
- (3) 県保健福祉事務所は、把握した被害状況を健康被害調査票に取りまとめ、県健康福祉課及び管轄する県環境森林事務所・環境事務所に通知するものとする。
- (4) 県教育事務所又は県立学校等は、把握した被害状況を健康被害調査票に取りまとめ、県教育委員会健康体育課及び管轄する県環境森林事務所・環境事務所に通知するものとする。
- (5) 私立学校等は、被害状況を健康被害調査票に取りまとめ、県私学・子育て支援課及び管轄する県環境森林事務所・環境事務所に通知するものとする。
- (6) 警察署は、把握した被害状況を健康被害調査票にとりまとめ、県警察本部及び管轄する県環境森林事務所・環境事務所に通知するものとする。

#### 2 植物被害

- (1) 県技術支援課は、把握した被害状況を別記 5 - 3 「植物被害発生状況調査票」（以下この項において「植物被害調査票」という。）にとりまとめ、県環境保全課に通知するものとする。
- (2) 県農業事務所は、把握した被害状況を植物被害調査票にとりまとめ、県技術支援課に通知するものとする。
- (3) 市町村役場（中核市及び大気汚染防止法政令市を含む）は、把握した被害状況を植物被害調査票に取りまとめ、管轄する県農業事務所へ通知するものとする。

被害連絡系統図



※その他、一般住民や国立教育施設から各機関あてに連絡があった場合についても本要綱に従い報告して下さい。

健康被害発生状況調査票

発生場所				所在地			
発生年月日		年 月 日		午前 午後		～ 頃まで	
届出者名				届出年月日			
受信機関氏名							
原因と考えられる物質		オキシダント ・ 硫黄酸化物 ・ その他					
被害状況表	被害者	中学生以下	男	人	総計		
			女	人			
		高・大学生	男	人		_____人	
		女	人				
	被害者	一般	男	人			
			女	人			
症状	1	目がいたい	人	7	頭がいたい	人	
	2	涙が出る	人	8	はきけがする	人	
	3	のどがいたい	人	9	けんたい感	人	
	4	胸がくるしい	人	10	意識障害	人	
	5	いきぐるしい	人	11	その他(具体的に)	人	
	6	手足がしびれる	人				

被害状況	処置法	1	洗 眼	人	3	休 息	人	5	その他	人
		2	うがい	人	4	帰 宅				
	医療機関への受診等		受 診		人	入 院		人		
	被害発生時の被害者活動状況									
被害発生場所	被害発生場所にいた人員等	人	場 所	1	庭	人	4	車 内	人	
				2	道 路	人				
				3	屋 内	人	5	その他	人	
大気状況	臭気刺激の有無		有 ・ 無							
	被害発生時の周囲の気象状況									
	周囲の植物の状況									
その他										

## 植物被害発生状況調査票

原因と 考えられる物質	オキシダント ・ 硫黄酸化物 ・ その他
報告者	(連絡先 )
報告を受けた日時	月 日 時 分
受信者	
発生(発見)日時	月 日 時 分
被害のあった 植物及び面積	
被害発生場所	市 町 番地 村
発生場所の状況	
被害状況等	
発生前後の 気象状況	
処理概要	